

島根県放課後児童支援員認定資格研修受講申込に係るQ&A

NO.	質問	回答
1	直接、県に申込みすることができますか。	申込みは全て各市町村担当課を通じて行ってください。
2	住民票が県外にあり、勤務地が島根県の場合でも受講できますか。	この研修については勤務地の属する都道府県で受講することとなっています。また、現在放課後児童クラブに勤務しておらず、今後就職を考えている方は、住民登録のある都道府県で受講してください。
3	職場(放課後児童健全育成事業所)が取りまとめの上、まとめて申請書を提出することはできますか。	可能です。ただし、受講決定(不決定)通知や修了証は、必ず本人の自宅へと郵送しますので、申込者の自宅住所欄に勤務先の所在地は記載しないようにお願いします。
4	日程の都合上、全ての科目を受講することは難しいため、今年度に一部の科目を受講し、来年度に残りの科目を受講することはできますか。	原則として、1会場の全日程が参加できない場合は申込みをご遠慮ください。ただし、年度内に他会場で振替受講を行うことは可能ですので、希望される場合は、別途振替希望届出書(様式3)をご提出ください。
5	放課後児童クラブで2年間従事した場合は、第3号で申込みをすることになりますか。それとも第9号で申込みをすることになりますか。	第3号で申込みをお願いします。放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は児童福祉法の規定する児童福祉事業に該当します。
6	第9号の場合、実務経験証明書(様式2-1)は、事業所の証明が必要ですか。市町村長の証明だけで十分ですか。	第9号の場合、まず事業所において勤務時間等について証明を行ったものを各市町村担当課が受領し、従事した事業が“遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があると判断できる事業”として適切かどうか、概算勤務時間は適当かどうかを勘案し、第9号に該当すると判断できる場合、市町村長が証明を行い、申込みの添付資料としてください。
7	複数の受講資格(第1～10号)に該当する場合、申込みを行う際の各号に優先順位はありますか。	免除科目の有無以外に受講資格による研修の内容に差異はありません。免除規定のある資格要件(第1号、第2号、第4号)に該当している場合は優先して、申込みを行ってください。その他については、申込者が各号のどの資格要件で申し込むかは添付書類の準備が容易等の理由により、各自で判断していただいで差し支えありません。
8	受講資格を証する書類に記載されている氏名が変わっている場合、氏名の変更は必要ですか。また、第5～8号要件について、履修科目はどうやって確認しますか。	氏名が変更となったことが確認のできる書類(戸籍謄(抄)本)を併せてご提出をお願いいたします。ただし、受講資格を証する書類に生年月日が記載されており、申込書中の生年月日と一致しており、姓のみが変更している場合は、戸籍謄(抄)本を省略することもできることとします。また、第5～8号の要件については、卒業証書や卒業証明書では、資格要件を判断できない場合、別途履修科目を確認できる書類を提出していただきます。

島根県放課後児童支援員認定資格研修受講申込に係るQ&A

NO.	質問	回答
9	止むを得ない事情により、急遽受講できなくなった場合でも資格取得はできませんか。	止むを得ない事情として、以下に該当する場合は、翌年度末まで有効な一部科目修了証を交付し、受講できなかった科目について、翌年度に受講することも可能とします。 【一部科目修了証交付要件】 ・受講困難、他の受講者に感染の恐れのある病気を患った場合 ・自然災害等により公共交通機関が停止し、研修に参加することが不可能と判断できる場合 ・親族の葬儀 ・県外転出
10	免除科目は資格者であれば自動的に免除となりますか。	免除科目については、希望により免除可能としますので、希望される場合は申請書にご記入ください。
11	基準の各号に該当していることを証明できるものが無い場合でも、研修を受講できますか。	原則受講できません。特別な事情があれば市町村を通じて県にお問い合わせください。
12	基準第10条第3項第3号及び第9号の資格要件である、2年以上の従事経験及び総勤務時間2,000時間程度の基準日はいつですか。	申込みの際に必要な実務経験書の証明日時時点で可否を判断します。
13	総勤務時間2,000時間程度とは、具体的に2,000時間以上でなければならぬでしょうか。	2,000時間程度の取扱いについては、1,900時間以上とします。 なお、この勤務時間については、週毎、月毎の勤務時間などを考慮し、概算で計算したもので十分であり、精確な数値と出勤簿等の提出までは求めません。
14	基準第10条第3項第9号の資格要件とされている放課後児童健全育成事業に類似する事業とは具体的にどのような事業ですか。	放課後児童健全育成事業に類似する事業については以下のものを想定しています。 ・放課後子ども教室 ・児童福祉法の規定によらない学童保育事業 ・プレイパーク ・その他遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があると判断できる事業
15	申込み後に住所や氏名が変更となった場合は、届出が必要ですか。	申込み後、修了証受け取りまでの期間に、住所や氏名が変更となった場合は適宜、島根県子ども・子育て支援課まで、申し出ください。なお、修了証交付後に氏名が変更となった場合は、修了証を再発行いたしますので、登録情報変更届の提出が必要となります。

島根県放課後児童支援員認定資格研修受講申込に係るQ&A

NO.	質問	回答
16	受講料は掛かりますか。また、受講料は受講者の個人負担ですか。	受講料は掛かりませんが、テキスト及び資料代として、2,000円を会場で徴収します。 なお、テキスト及び資料代や会場までの交通費や宿泊費用は、子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の対象経費として実施主体(運営主体)が支出していただくことも可能です。
17	申込みを行えば必ず希望会場で受講できますか。	各会場毎に定員があるため、申込みが多い場合は、県において判断の上、受講をお断りさせていただく場合があります。
18	本人確認ができない場合は受付できませんか。また、本人確認書類とは、顔写真付きで無ければなりませんか。	本人確認ができない場合は受付は行えません。本人確認書類については公的機関が発行したものとし、以下のものを想定しています。 【本人確認書類一覧】 ・運転免許証 ・個人番号カード ・健康保険証 ・住民票の写し(発行から3ヶ月以内) ・戸籍謄(抄)本(発行から3ヶ月以内) ・パスポート
19	欠席、遅刻、早退の場合は、どうしたら良いか。	島根県社会福祉協議会までご連絡ください。早退については、事務局に一言申し出てください。また、10分以上の遅刻、早退、退室はいかなる理由があっても、欠席扱いとなりますのでご承知ください。
20	会場や日程は来年度以降も同様の内容で実施されますか。	会場や日程については、各市町村の放課後児童支援員認定資格研修受講予定者と受講済み者の割合や、アンケート等により毎年度、状況を判断し、県において決定します。
21	放課後児童支援員の資格が無い者が、放課後児童支援員認定資格研修の講師をした場合、その科目は受講扱いになりますか。	担当した科目についてのみ、受講扱いとなります。
22	勤務時間概算について、事務事業に従事していたり、開所時間と異なる時間に勤務していた時間は含めても良いですか。	勤務として従事していた時間であれば、実際に児童に関わっていない事務作業時間なども含めていただくことも可能です。ただし、専ら草刈や調理のみに従事するために雇用した方など実質的に児童福祉事業に一切関わっていない、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があると判断できる事業に一切関わっていないなどの方は対象外とします。

島根県放課後児童支援員認定資格研修受講申込に係るQ&A

NO.	質問	回答
23	大学の教職課程を卒業しているが、教育職員免許状を申請していないだけの場合、第4号での申込みはできますか。	成績証明書及び卒業証書を申込書に添えて提出を行ってください。それらの書類で教諭となる資格があると判断できる場合、受講を認めることとしますが、追加で資料の提出を求める場合があります。 提出書類だけでは教諭となる資格があると判断ができない場合、受講を認められない場合もあります。
24	大学での修了学科・課程が要件となっている受講資格は記載してある学科・課程の全てを修了していないと受講できないのでしょうか。	記載のある学科・課程のうちの、いずれか一つの学科・課程を修了し、卒業等していれば、受講可能です。
25	次年度以降に放課後児童健全育成事業に従事しようとしている者も、基準の各号のいずれかを満たしていなければ受講できませんか。	基準の各号のいずれかに該当する場合でなければ、受講できません。
26	卒業高校が廃校になり、卒業証明書の再発行が困難などの事情がある場合、第3号及び第9号の要件では、卒業を確認する資料はどのようなものを提出したら受講できますか。	原則的には、卒業証書や卒業証明書などを添付していただくこととされていますが、卒業を証明できる書類の準備が困難又は時間を要する場合、自身の学歴を申告する書面(別添参考様式「申告書」)を提出してください。 県において審査の後、受講に問題が無いと判断されれば受講を認めますが、学歴の申告内容に虚偽が判明した場合、資格取得後であっても資格取り消しを行う場合があります。
27	前年度に一部科目修了証の交付を受けているものが、今年度に申込を行う場合、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当していることを証する書類をもう一度添付しなければならないか。	前年度に一部科目修了証の交付を受けているものについては、既に前年度島根県で受講資格を確認していることから、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当していることを証する書類の添付は不要とします。 ただし、他都道府県において交付された一部科目修了証である場合は、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当していることを証する書類の添付を求めます。 いずれの場合でも一部科目修了証の写しは必ず申込書に添える必要があります。